

知的財産侵害物品の差止申立制度



財務省函館税関

【問合せ先】

部署名：函館税関業務部知的財産調査官

T E L : 0138-40-4255

E-mail : hkd-gyomu-chizai@customs.go.jp



税関の3つの使命

1. 国民の安全・安心の確保

覚醒剤等の不正薬物や銃器、テロ関連物品、**知的財産侵害物品**等、国民の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入の水際取締りを行う。

2. 適正かつ公平な関税等の徴収

適正かつ公平な関税等の徴収と納税者の利便性向上を図る。税関で徴収する関税・消費税等の額は、令和4年度で約14.2兆円。我が国の国税収入の約18.5%を占める。

3. 貿易の円滑化

貿易の秩序維持と健全な発展を目指し、適正な通関を確保しつつ、簡便な手続と円滑な処理の実現を図る。



輸入してはならない貨物

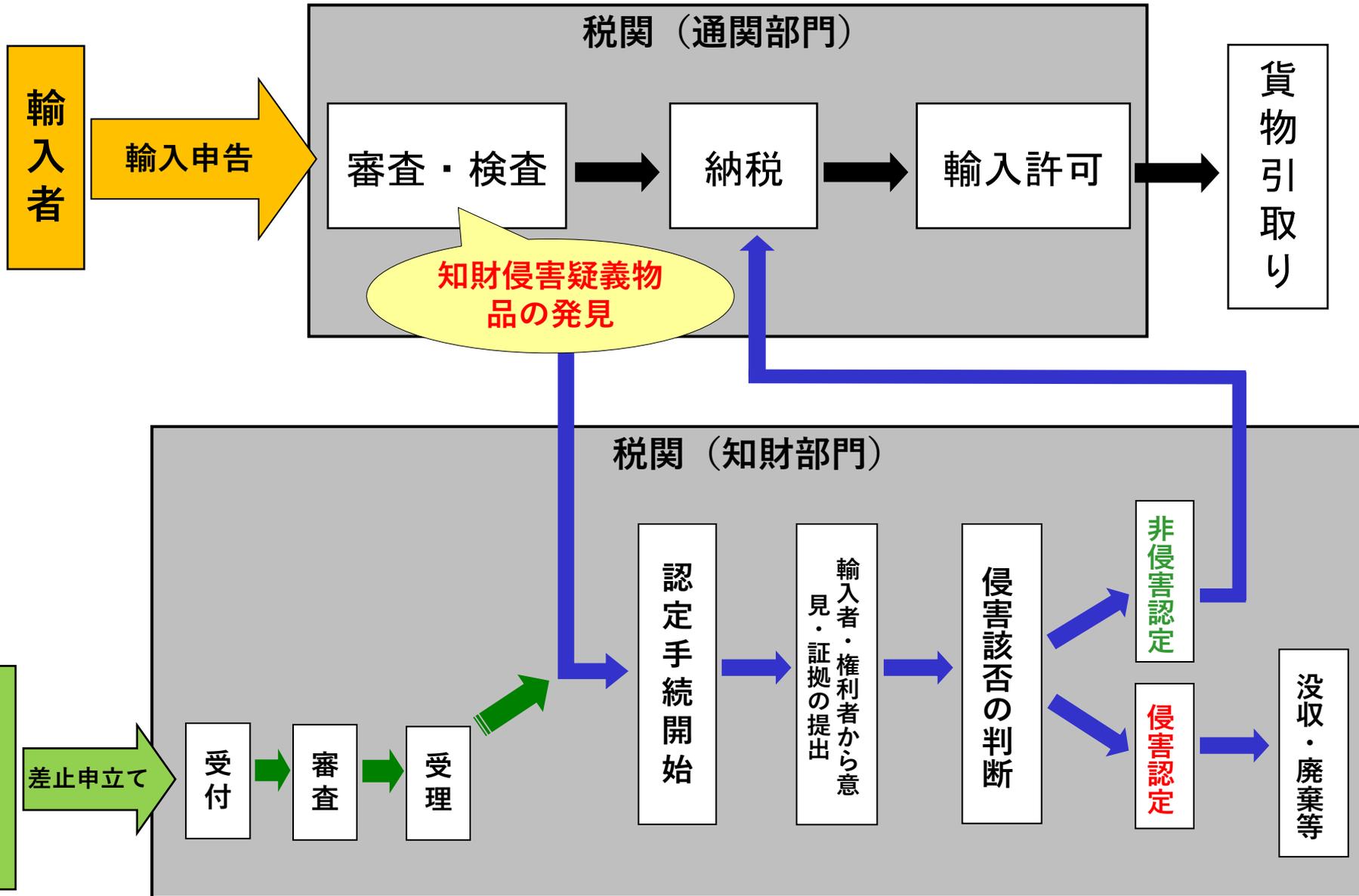
関税法第69条の11

「次に掲げる貨物は、輸入してはならない。」

第1号	麻薬、覚醒剤等
第1号の2	指定薬物
第2号	拳銃、銃砲弾等
第3号	爆発物
第4号	火薬類
第5号	化学兵器原料等
第5号の2	病原体等
第6号	貨幣・郵便切手・有価証券等の偽造品
第7号	わいせつ物品
第8号	児童ポルノ
第9号	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品（次号に該当するものを除く）
第9号の2	意匠権又は商標権を侵害する物品（外国から日本国内にある者に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為にかかるもの）
第10号	不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第17号又は第18号に掲げる行為を組成する物品



輸入申告から引取りまで





「差止申立て」とは

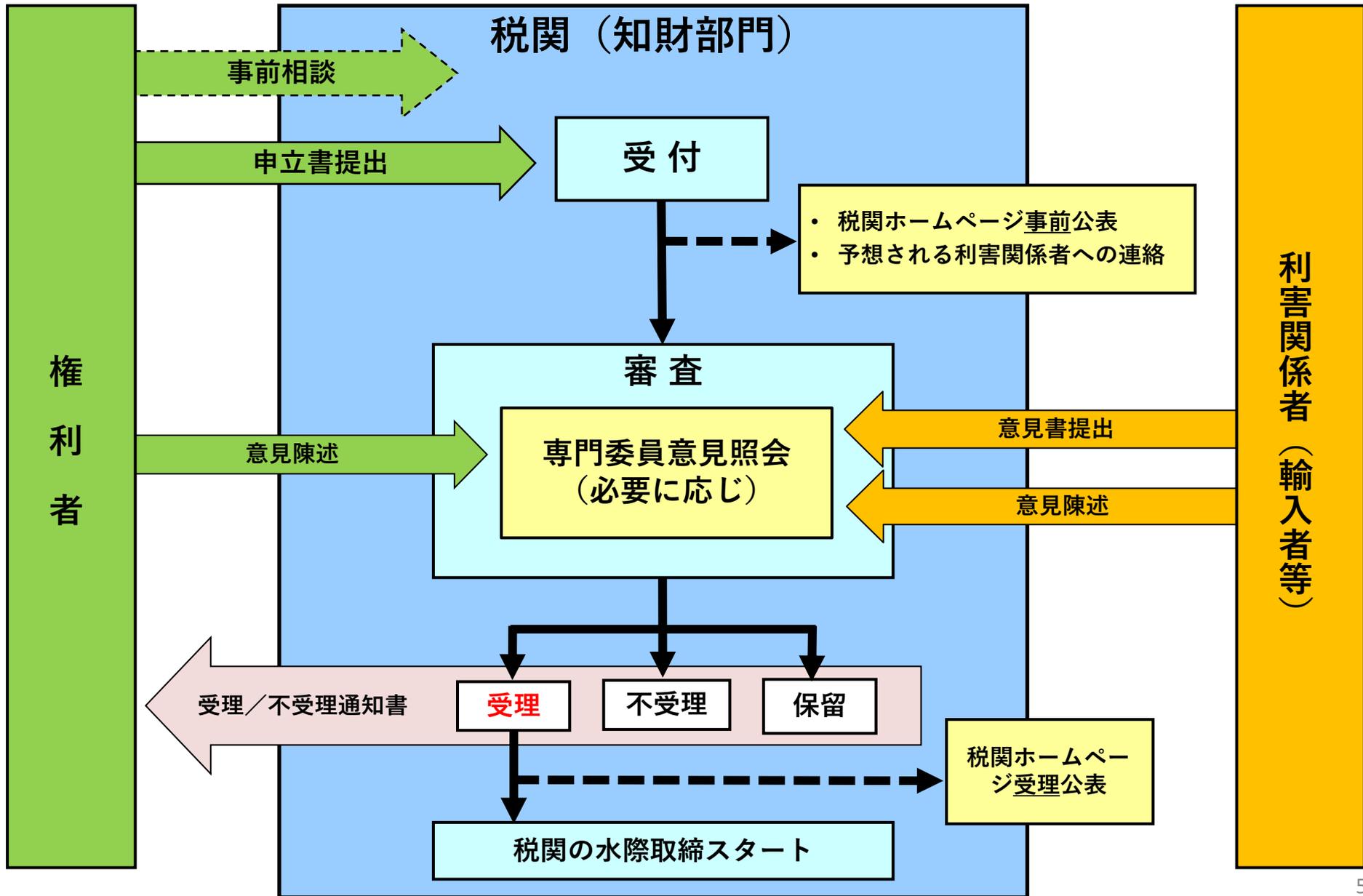
自己の知的財産権を侵害する貨物が輸入・輸出される場合に、権利者が税関長に対し、**認定手続**を執るよう申し立てるもの。その際は、侵害の事実を疎明する証拠を税関に提出する必要がある。

関税法第69条の13（輸入）

1. 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権若しくは育成者権又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、政令で定めるところにより、いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物がこの章に定めるところに従い輸入されようとする場合は当該貨物について当該税関長（以下この条及び次条において「申立先税関長」という。）又は他の税関長が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。（以下略）



差止申立受付から受理まで





差止申立ての利点

- **効果的な取締りが可能**

外国や国内流通後の取締りは容易ではありません。
水際で差し止めることが最も効果的です。

- **迅速な侵害認定**

認定手続は裁判手続の必要がない、迅速・簡易な手続です。

- **全国的な取締りが可能**

申立て情報は全国の税関で適切に共有・管理され、取締りに活用されます。

- **侵害認定された貨物は、税関が没収・廃棄**

権利者の廃棄費用の負担はありません。

- **差止申立てのための手数料は無料**



差止申立てに必要な書類

下記の書類を各1部（商標の場合）

- ① 輸入差止申立書（税関様式C第5840号）
- ② 商標登録原簿の謄本
- ③ 商標公報の写し
- ④ 侵害の事実を疎明するための資料（又は鑑定書）
- ⑤ 識別ポイントに係る資料
- ⑥ 委任状（代理人が手続を行う場合）



差止申立件数

(令和5年12月末時点)

	輸入	輸出
商標権	477	12
著作権	90	0
著作隣接権	4	0
特許権	34	0
意匠権	127	2
育成者権	1	0
不競法	3	0
合計	736	14



税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp>



税関

Japan Customs



関税料・
税関について



全国の税関



お問合せ



密輸情報提供

▼ 本文へ

文字サイズ

標準

拡大

English

▶ サイトマップ



注目のキーワード

- ▶ 災害関連情報
- ▶ 経済安全保障
- ▶ 採用案内
- ▶ 経済制裁に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）
- ▶ 最近増えている問合せについて

▲ 重要なお知らせ

令和6年能登半島地震の被害に対応した税関手続について



法令・政策等
について調べたい



水際取締
について調べたい



貿易統計
について知りたい



AEO制度
について調べたい



海外旅行の手続き
を知りたい



輸出入の手続き
を調べたい



品目分類
について調べたい



EPA/原産地規則
について知りたい



関税評価
を調べたい



税関手続FAQ
を確認したい

「知的財産侵害物品の取締り」 ページ

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>



知的財産侵害物品の取締り

文字サイズ [+](#) 大きく [元に戻す](#) [-](#) 小さく [知的財産サレ内検索はこちら](#)



税関は、知財立国を目指して、
知的財産侵害物品の水際取締りを実施しています。

- [トップページ](#)
- [一般・輸入者の方へ](#)
- [権利者の方へ](#)
- [差止申立
受付・受理状況](#)
- [差止実績](#)
- [税関ホームページ](#)

■ 新着情報

- 6月27日 [株式会社石澤研究所の商標権について新規申立てを受理しました。](#)
- 6月27日 [三起商行株式会社の商標権について追加申立てを受理しました。](#)
- 6月27日 [バランスラボ株式会社の知的財産\(不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示\)について新規申立てを受理しました。](#)
- 6月24日 [株式会社阪本高生堂の商標権について新規申立てを受理しました。](#)
- 6月19日 [ボラクリエーションズ ソシエタド リスタータの商標権について追加申立てを受理しました。](#)
- 6月19日 [株式会社小糸製作所の意匠権について新規申立てを受理しました。](#)
- 6月19日 [大和製罐株式会社の意匠権について新規申立てを受理しました。](#)
- 6月19日 [日本テレビ放送網株式会社の著作権について新規申立てを受理しました。](#)
- 6月14日 [株式会社明治の商標権について新規申立てを受理しました。](#)
- 6月13日 [一般財団法人長谷川町子美術館の著作権について新規申立てを受理しました。](#)

[過去の最新情報一覧へ](#)

■ ピックアップ

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 侵害物品の取締り <ul style="list-style-type: none"> 概要 歴史 ■ 認定手続 <ul style="list-style-type: none"> 認定手続の流れ NACOSでの証拠・意見提出 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 差止申立制度等 <ul style="list-style-type: none"> 概要 申立ての要件 申立ての一般的手順 権利別申立ての具体的手順 |
|---|--|

模倣品の輸出入に
お困りの方へ

取り締まるぜ!
知的財産
侵害物品の輸入

侵害情報の提供窓口

知的財産侵害物品の情報がありましたら、ご連絡ください。

法律・様式

[関係法令・関係通達\(関税法等\(抜粋\)\)](#)

[各種様式](#)

パンフレット・ポスター

コマーシャル [YouTube]

[「取り締まるぜ! 知的財産侵害物品の輸入」\(1分36秒\)](#)